

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴
取について（依頼）」に対する関係地方公共団体の長の
回答について

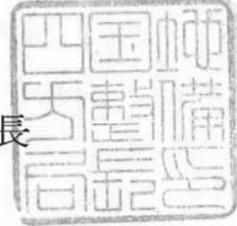
平成 24 年 12 月

国土交通省四国地方整備局

国四整企画第50号
国四整河計第33号
平成24年11月28日

愛媛県知事 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について(依頼)

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、四国地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「検証要領細目」という。)に基づき、検証に係る検討を行っており、「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

この度、これらの検討結果等を踏まえて、「山鳥坂ダム建設事業の対応方針(原案)」を記載した別添資料「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」(以下、報告書(原案)案)という。)を作成しました。

つきましては、検証要領細目第3 1 (2)に定める意見聴取として、報告書(原案)案に対する貴職のご意見について、平成24年12月5日(水)までに、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出に当たっては、河川法第16条の2に準じていただきますようお願いいたします。

※ご意見の送付先(◎)・問い合わせ先

四国地方整備局	企画部	企画課	企画第一係
	電話	087-811-8308	
	FAX	087-811-8408	
◎ 河川部	河川計画課	河川環境係	
	電話	087-811-8317	
	FAX	087-811-8417	

24水資第68号
平成24年12月4日

国土交通省
四国地方整備局長
川崎 正彦 様

愛媛県知事 中村 時広



山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について（回答）

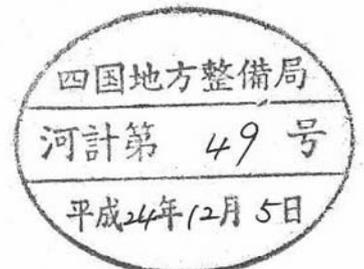
平成24年11月28日付け国四整企画第50号及び国四整河計第33号にて意見照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

「山鳥坂ダム建設事業については継続することが妥当である」とした「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」については、異議ありません。

[付記意見]

1. 水没地域の住民は30年間にわたりダム事業に翻弄され、事業凍結後は、先の見えない不安な暮らしを強いられていることから、国土交通省においては、速やかに検証を終了し、水没地域住民の生活再建と地域振興に早期に着手すること。
2. 肱川流域の住民の悲願である「肱川の安全安心の確保、清流の復活」を一日も早く実現するため、予算の確保を図るとともに、事業の執行にあたっては、工期短縮とコスト縮減に努めること。





24大治1第300号
平成24年11月30日

愛媛県知事 中村時広様

大洲市長 清水

裕



山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について（回答）

平成24年11月28日付け24水資第62号で照会のありました標記の件について、「山鳥坂ダム建設事業については継続することが妥当である」とした「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」については、異議ありません。
なお、回答にあたり下記の意見を付記します。

記

- 1 検証作業に費やした時間を取り戻すべく、速やかな検証作業終結と早期事業再開・促進のための平成25年度予算確保を強く要望します。
- 2 苦渋の決断のもと受け入れた水没予定地域住民の生活再建・地域振興については、速やかに誠意ある対応を行うよう要望します。





西予建収第 1172 号
平成 24 年 11 月 30 日

愛媛県知事 中村時広 様

西予市長 三好 幹二



山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について (回答)

平成 24 年 11 月 28 日付け、24 水資第 62 号で照会のありました標記の件について、「山鳥坂ダム建設事業については継続することが妥当である。」とした「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」については、下記のとおり回答いたします。

記

1. 回答 異議・意見はありません。

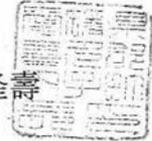




建第 1644 号
平成 24 年 11 月 30 日

愛媛県知事 中村時広 様

内子町長 稲本 隆壽



山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について（回答）

平成 24 年 11 月 28 日付け、24 水資第 62 号で照会のありました標記の件について、「山鳥坂ダム建設事業については継続することが妥当である。」とした「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」については、下記のとおり回答します。

記

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」は、小田川の水位が上がらない案になっており、異議ありません。今後も流下能力の維持と水質の保全など、適切な維持管理に努めて頂きたい。

